湖西市規則第 36 号

湖西市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 10 月 16 日

湖西市長　田内 浩之

湖西市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市住居表示に関する条例施行規則（昭和 56 年湖西市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（様式）

第 5 条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関する帳票の様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和 8 年総務省令第 31 号）第 5 条の別記様式の例によるものとする。

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

附　則

この規則は、令和 8 年 11 月 24 日から施行する。